

領 収 書

琴修会 様

一金 352,018 円也

ただし、令和元年台風第19号災害義援金として

上記領収致しました。

令和2年3月30日

日本赤十字社愛知県支部 支部長

神田 真秋



この義援金は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄付金並びに、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄付金に該当します。

(備考) 寄附金控除を受けるための確定申告に際しては、この領収書が必要になりますので、大切に保管して下さい。